

議 事 日 程

第 10 回定例会  
R 6.10.11 午後 3 時  
狛江市議会第一委員会室

1 付議案件

な し

2 報告案件

－議会報告－

令和 6 年狛江市議会第 3 回定例会の結果について

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 令和 7 年度新入学に関わる指定校変更について
- (3) 令和 6 年度部活動地域連携推進事業の進捗状況について

■令和6年狛江市議会第3回定例会の結果について

(会期：令和6年8月28日～10月3日)

○議案（教育委員会関連）

議案			結果
議案第 34 号	令和6年度狛江市一般会計補正予算（第2号）		可決
認定第 1 号	令和5年度狛江市一般会計決算の認定について		認定
議案第 42 号	令和6年度狛江市一般会計補正予算（第3号）		可決
同意第 4 号	狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		同意

○一般質問の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
栗山 議員	○米価をはじめ給食食材の高騰は安定的な給食の維持を脅かす要因の一つと捉えているが、物価高騰対策に関する見解を求める。	今後も米の価格については高騰が予測されており、それに伴う食材費の変更も検討していくことが必要。  (教育部長)

教育支援課		
荒木 議員	○校内別室指導支援員配置事業及びバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の事業評価について伺う。	校内別室指導支援員配置事業は、教室以外の居場所として一定の事業効果があると考えます。バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）は、不登校児童等の居場所や多様な学びの場の一つとして、一定程度その役割を果たしていると認識。  (教育部長)

指導室		
山田みちこ 議員	○今後、境界知能の理解を深めるために、境界知能の研修を検討していただきたいが、市の見解を伺う。	研修内容における一つの事例として境界知能を取り上げ、その特性の理解を促進。  (教育部長)

しの 議員	○学校では快適な作業環境となるようなネットワークが構築されているのか。	セキュリティの確保と利便性の向上は相反する面もあり、改善の余地もあるかと考えている。次期システム更改の際は、教員の業務の行いやすさの観点でも設計を検討。 (教育部長)
	○狛江市の小学校においても、便利な校務支援システムは導入すべきであると思うが、教育委員会の見解を伺う。	小学校においても、今後一層必要となるシステムであると認識。導入にあたり、データ保存・管理のクラウド化の社会的状況、東京都の動向等を注視し、検討。 (教育部長)
荒木 議員	○市内小中学校での衛生委員会の追加設置について、その見通しを伺う。	本年度については、現在の取組を検証するとともに、次年度の産業医の配置に向けて50人を超える可能性を注視しながら対応を検討。 (教育部長)
山田幸子 議員	○教育に関する経済的負担の軽減策の一つとして、修学旅行や移動教室に係る補助金の見直し(引き上げ)を考えても良いのではないか。	インバウンドの影響も含めて宿泊施設の料金も上がっており、費用負担が増えている実態がある。児童・生徒の体験活動の更なる充実に向けて、補助金の見直しについては総合的に判断。 (教育部長)

#### 社会教育課

石井 議員	○今年玉川碑が再建されて100年にあたるとともに、7月には、その功労者である渋沢栄一が新1万円札の顔になった。これを記念した行事など何か考えていないのか。	伊豆美神社が所蔵する玉川碑の再建に関わる資料等を中心に、10月31日から11月3日にかけて、伊豆美神社と共催で展示会を開催する予定。 (教育部長)
-------	---	---

#### 公民館

小木 議員	○サードプレイスづくりに強い思いを持っている方に施設を貸し出せないか。	団体登録をした上で、公民館を利用していただくことができる。共催等の場合は、特別申請も可能。公民館は、地域の団体と連携し、居場所づくりに寄与することが求められていると認識。 (教育部長)
-------	-------------------------------------	--

図書館		
小木 議員	○新図書館におけるデジタルを活用した利便性向上はどのようなものがあるか。	盗難防止用のセキュリティゲートを設けるとともに、利用者自身で貸出処理が可能な自動貸出機を設置予定。(教育部長)
	○狛江駅、和泉多摩川駅に返却ボックスの設置は可能か。	現在、返却ブックポストについては臨時窓口の入口に設置。駅に返却ブックポストを設置することについては中央図書館が狛江駅より4分程と近いことや定期的な集荷が必要なこと、また返却ブックポストをごみ箱代わりに使われてしまう危険性があることなどから設置することは考えていないが、沿線自治体の対応状況について調査研究。(教育部長)
	○新図書館のオープンに伴い開館時間の変更をするか。	新図書館の開館時間を関係各課と協議中。(教育部長)

○決算特別委員会の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
しの 議員	○給食費無償化の今後の見通しについて伺う。	令和7年度の学校給食費の完全無償化については、国の臨時交付金や東京都補助事業の動向にもよるため、現時点では未定だが、新年度予算編成において、市長部局と調整し、総合的に判断。(教育部長)

教育支援課		
山田幸子 議員	○発達検査における今後の課題について伺う。	個々の特性に応じた適切な進路選択に支障がないよう体制を整備することが、今後の検討すべき課題と認識。(教育支援課長)

指導室		
小木 議員	○豊かなスポーツライフ充実事業が目指していたものは、どのような形で引き継がれていくのか伺う。	学校は、「学校 2020 レガシー」を設定しており、東京都教育委員会の「笑顔と学びの体験活動」を活用して、アスリート等を招へいた講演や体験活動を実施。健康の保持・増進、体力向上については、児童・生徒がスポーツに興味をもち、主体的に考え生涯に渡って豊かなスポーツライフを送ることができるように、小・中連携推進事業「かけはしプロジェクト委員会」において研究を推進し、全教職員を対象に研究発表会を実施。研究発表の他、日本体育大学教授からの健康教育に関する講演を実施。(指導室長)
ひらい 議員	○保護者へのサポートについて、学童や日々の暮らしの中で保護者が受けられるサポートはあるか伺う。	日常生活まで及ぶ支援については、学校や指導室では難しい。政策室等、市長部局の関係部署と情報を共有。(指導室長)
吉野 議員	○運動部活動の地域移行にむけた実証事業に参画したことで獲得したことは何か。運動以外の部活動の現状はいかがか伺う。	令和5年度は、野球部・ハンドボール部で実証事業を実施。諸課題について、保護者の理解や指導者の確保など個々に丁寧な対応が必要であることを確認。令和6年度は、運動部活動はハンドボール部を継続、新たに卓球部で検証。文化部活動は、吹奏楽部において実証事業を実施。(指導室長)

社会教育課		
山田みちこ 議員	○金属製の遺物の保存処理とは、具体的にはどのようなことを行っているのか。	金属製の遺物は、金属製品の表面に発生・付着した錆などを除去し、内部の脱塩処理を行った後、アクリル樹脂を含浸。破損しているものは接合し、欠損部分は合成樹脂で復元。保存処理後は、劣化の進行を防止するため、真空処理を実施。(社会教育課長)

公民館		
ひらい 議員	○「いべんと西河原」では、コロナ禍以前は、日本語教室の参加者による母国の料理の提供があり、大変好評だった。復活してほしいとの声があるが、どうすればできるか。	実施体制の確保等が課題。今後については、生徒や指導者の方の意見も聞きながら検討。 (公民館長)

図書館		
荒木 議員	○新図書館について令和5年度はどのような市民参加があったか伺う。	「狛江市民センター改修基本設計」及び「狛江市新図書館整備基本設計」に係る市民説明会を開催。 (図書館長)
	○説明会ではどのような意見があったか伺う。	狛江市民センター改修等基本方針を見直してほしい等、当初の議論に立ち戻った意見が多数。 (図書館長)

※ 詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

## 泊江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和6年10月1日付発令

新	氏名	旧	備考
福祉保健部福祉相談課生活支援係主査	金谷 雅史	教育部指導室指導教職員係長	
教育部指導室指導教職員係長	海老原 悠輔	教育部指導室教職員係主査	
福祉保健部保険年金課医療年金係長	澤田 亮太	教育部学校教育課学務保健係主任	昇任
市民生活部課税課住民税係主任	安井 敦子	教育部図書館図書サービス係主任	
福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係主任	菊野 有希子	教育部公民館事業係主任	
子ども家庭部子ども若者政策課企画政策係主事	遠藤 恵美	子ども家庭部子ども発達支援課子ども発達支援係主事 (兼)教育部教育支援課教育支援係主事	
子ども家庭部子ども発達支援課子ども発達支援係主事 (兼)教育部教育支援課教育支援係主事	川井 みちる	福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係主事	
教育部学校教育課学務保健係主事	平澤 浩二	教育部図書館図書サービス係主事	
教育部指導室指導教職員係主事	高橋 恵介	福祉保健部福祉相談課生活支援係主事	

## 令和7年度の市立学校における指定校変更について

令和6年10月7日

教育長決裁

## 1 基本的な考え方

指定校変更は、当該校の在籍する児童又は生徒の人数及び学級数を考慮し、適正な運営が確保されるよう、狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（平成28年教育委員会規則第7号）別表で規定する要件により許可をする。

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）

別表（第2条関係）

許可要件	許可期間	書類
指定校よりも隣接校の方が通学距離（通学路を基準に計測したものとする。）が近いこと。	許可の日から卒業まで	—
学年途中で市内転居した場合で、現に通学している学校に引き続き通学を希望すること。	許可の日から卒業まで	指定校変更に関する調書（第1号様式。以下「調書」という。）
近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること。	許可の日から転居日まで	賃貸借契約書等転居することが確認できる書類
共働き、ひとり親家庭等により、下校後の保護を必要とする状態であり、希望校の近くに保護先が確保されていること。	当該理由が存する期間	勤務先を証明する書類及び当該状態を証明する書類
入所（入会）が決定している学童保育所、小学生クラブ又はこどもクラブの近くの小学校への通学を希望すること。	許可の日から卒業まで	学童保育所、小学生クラブ又はこどもクラブへの入所を証明する書類
兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること。	許可の日から卒業まで	—
いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められること。	許可の日から卒業まで	調書
指定校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が当該小学校の卒業生が通常進学する中学校への進学を希望すること。	許可の日から卒業まで	—
児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めること。	当該理由が存する期間	教育委員会が必要と認める書類

## 2 学校別取扱い

令和7年度の学校別の指定校変更の取扱いを下表のとおりとする。

学校名	取扱い
狛江第一小学校 狛江第五小学校	①学年途中で市内転居した場合で、現に就学している学校に引き続き就学を希望すること。 ②近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること。 ③兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること。 ④児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めること。 ①、②、③及び④の要件のみ指定校変更を許可する。
狛江第三小学校 狛江第六小学校 和泉小学校 緑野小学校 狛江第一中学校 狛江第二中学校 狛江第三中学校 狛江第四中学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。ただし、適正な運営の確保に支障が見込まれる学年については、狛江第一小学校、狛江第五小学校の取扱いに準ずること。